

関原発第 445 号
平成 29 年 3 月 17 日

原子力規制委員会
原子力規制庁 殿

関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂樹

高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、平成 28 年 12 月 22 日に高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可を申請しておりますが（以下「既申請」という。）、この度、常設直流電源設備の設置等に係る発電用原子炉設置変更許可を申請致しました。（以下「後申請」という。）

従いまして、既申請と後申請とが重複することとなりますが、当社としましては、相互の申請内容に安全上の関連はないと考えておりますので、既申請案件と後申請案件に対し審査を受ける優先度を付けず審査して頂きますようお願い致します。

なお、いずれかの申請の許可後、もう一方の申請に対する補正申請を実施する予定です。

【既申請案件】

1. 申請書名：高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）
2. 申請日：平成28年12月22日（関原発第391号）
3. 変更の理由：1号炉及び2号炉の特定重大事故等対処施設の設置を行う。

【後申請案件】

1. 申請書名：高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）
2. 申請日：平成29年3月17日（関原発第444号）
3. 変更の理由：
 - イ、3号炉及び4号炉の常設直流電源設備を設置する。
 - ロ、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）の運用開始に伴い、3号及び4号炉共用の緊急時対策所（1号炉及び2号炉原子炉補助建屋内）の撤去を行う。